

労働者派遣法に基づく情報の公開  
(2019/10/1～2020/9/30)

神奈川県小田原市扇町4丁目7番10号  
株式会社アーツ  
許可番号：派14-302210

労働者派遣法第23条第5項及び労働者派遣法施行規則第18条の2第1項の規定に基づき、2020年度中に実施した労働者派遣事業について情報を公開いたします。

1. 事業所の状況

事業所名	株式会社アーツ
所在地	神奈川県小田原市扇町4丁目7番10号 野頼ビル2号棟1階B-1号室
対象期間	2019年10月1日～2020年9月30日

2. 労働者派遣の実績

派遣労働者数(2020年9月30日 時点)	194 人
派遣先企業数(報告対象期間)	3 社
①労働者派遣に関する料金の平均額(1日8時間当たり)	11,607 円
②派遣労働者の賃金の平均額(1日8時間当たり)	9,160 円
マージン率(①-②)÷②(※小数点第3位以下は四捨五入)	
○法定福利費【社会保険料(健康保険・介護保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険料・子ども子育て拠出金)】の事業主負担分 ○福利厚生費(教育訓練、有給休暇、通信費労金・退職金積立、寮費一部)、健康診断、ストレスチェック(基準を満たした方) ○運営経費(採用広告費、事務所維持費、人件費等)、営業利益 等	21.08%

3. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

■訓練内容(キャリアアップに資する教育訓練)

- 【入職時】 ビジネスマナー、安全衛生教育、個人情報保護  
【職能別】 ビジネスマナー、安全衛生教育、個人情報保護、品質管理、工数管理  
【階層別】 ビジネスマナー、安全衛生教育、個人情報保護、トレーナー教育、リーダー教育、マネジメント教育  
※定期及び都度。座学及びイーラーニングを利用した訓練を行う。

・キャリアコンサルティング相談窓口の連絡先(原則平日9:00～18:00)

事業部	連絡先	備考
派遣事業部	0465-44-4253	

4. その他労働者派遣事業に関して参考となる事項

福利厚生等	社会保険(健康保険、介護保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険)、年次有給休暇、育児休業制度、介護休業制度、特別休暇、定期健康診断、ストレスチェック	
雇用安定措置の実績	第2号措置	第3号措置

5. 労働者派遣法第30条の4第1項の協定に関する事項

協定締結の状況	締結していない
協定対象派遣労働者範囲	
当該協定有効期限の終期	